

6 選挙と契約

Q53 無投票当選と損害賠償

当市は、期日前投票と選挙当日の受付のため、携帯電話その他事務機器をレンタルする予定です。ところが、今回の選挙は無投票当選となるのではという噂が流れており、もし無投票となった場合にはレンタル業者から補償を求められています。

この補償については、議会の議決が必要な損害賠償に該当するのでしょうか。

法令・通知・判例等

- 民法 420 条
- 自治法 179 条 1 項、180 条 1 項、96 条 1 項 13 号、96 条 1 項 12 号
- 東京高判平成 24 年 7 月 11 日判例地方自治 371 号 29 頁
- 広島高岡山支判平成 10 年 5 月 21 日判時 1665 号 78 頁

A

自治体が義務として負う「損害賠償額」を決定する場合、専決処分によることのできる場合（自治法 179 条 1 項、180 条 1 項）を除いて、議会の議決が必要です（同法 96 条 1 項 13 号）。

無投票のため不要となったレンタル契約を清算するに当たり、契約解除等についての特約があればそれに従い、特約がなければ事後的に業者と協議して合意によって契約を解除することになります。

協議・合意によって解除する場合は、併せて「補償」についても協議・合意することになるでしょうが、この補償は、業者の損害を賠償するのが実態ですから、「損害賠償額の決定」に当たり議決が必要です。

契約の清算に関する特約があり、一定の金額を業者へ支払うこととされている場合、その特約は実際の損害の有無・額にかかわらず、支払うべき損害賠償額を

あらかじめ合意しておく趣旨の「損害賠償額の予定」（民法420条）と考えられ、これを根拠とする「補償」の支払額の決定は「損害賠償額の決定」に当たり議決が必要となります。なお、損害賠償額の予定は本来であれば事後的に議決によって定めるべき損害賠償額を、事前に議決なく取り決めてしまうものであり、自治法96条1項13号の趣旨に反し無効である可能性があることに注意が必要です。

解説

1 議会の議決事件

(1) 自治法96条1項各号

自治法96条1項は議会の議決が必要な事件を列挙しています。この議決事件については議決によって自治体の意思が決定され、議決を欠いた執行行為は原則として無効とされています（松本英昭『新版逐条地方自治法〈第9次改訂版〉』（2017年、学陽書房）367頁）。専決処分できる場合も議会への報告等が必要で（自治法179条、180条）。

(2) 損害賠償額の決定

損害賠償額の決定は、自治法96条1項13号で議決事件とされています。この趣旨は、自治体にとって異例の支出となる損害賠償につき責任の所在を明確にして賠償額の適正を図るため、議決事件とすることで執行機関の事務を監視し適正な事務処理を担保することにあります（松本・前掲書380頁）。なお、議決で法的義務を左右できるわけではなく、この議決は確認行為のためのものです。

(3) 「損害賠償」は実質的に判断

「損害賠償」か否かは実質的に判断します。例えば、東京高判平成24年7月11日判例地方自治371号29頁は、業務委託契約の約定解除に伴い市が支払った「精算金」につき、原状回復としての不当利得返還金の性質との市の主張を退け、「損害賠償」であり議決を欠く支出負担行為は私法上無効と判断しています。

2 不要になったレンタル契約の清算

無投票のため事務機器レンタルが不要になると、レンタル契約の清算が必要となります。

Q55 ポスター掲示場と土地使用权①

当市は市民の方の許可を得てポスター掲示場を設置しているのですが、今般の選挙に当たり確認したところ、前回の選挙後当該土地が売却され、造成工事中でした。新しい所有者がポスター掲示場の設置に反対した場合、当該場所に設置することはできませんか。

法令・通知・判例等

- 公選法 144 条の 5、143 条 1 項 5 号、143 条 1 項 4 号の 3、144 条の 2 第 1 項、143 条 3 項、144 条の 2 第 2 項、144 条の 2 第 8 項、143 条 4 項、144 条の 2 第 9 項、144 条の 4
- 公選法施行令 111 条 1 項、111 条の 3

A

土地等をポスター掲示場設置に使わせてもらうためには使用につき所有者等の承諾が必要です。公選法上、土地・工作物の居住者、管理者又は所有者には、ポスター掲示場の設置に関して事情の許す限り協力する義務がありますが（公選法 144 条の 5）、あくまで抽象的な協力義務であり、これを根拠に自治体に所有者等の承諾なくポスター掲示場として使用できる権原が生じるわけではありません。協力を求めても、新所有者から承諾が得られない場合は、ポスター掲示場の設置はできません。

解説

1 ポスター掲示場

(1) ポスター掲示場の趣旨

ポスター掲示場は、選挙運動用ポスター（公選法 143 条 1 項 5 号のいわゆる 5 号ポスター）及び衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙における個人演説会告知用ポスター（同項 4 号の 3）の掲示場所と

して、公選法に基づいて設置されるもので、選挙運動用ポスターの掲示につき候補者間に不公平が生じることを避けることを趣旨とするものです（黒瀬敏文＝笠置隆範編著『逐条解説公職選挙法（中）〈改訂版〉』（2021年、ぎょうせい）1306頁）。

（2）3種類のポスター掲示場

公選法上、ポスター掲示場には、次の3種類があります。

①義務制ポスター掲示場（公選法144条の2第1項）

衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙において設置が義務とされているものです。これらの選挙では、5号ポスター及び個人演説会告知用ポスターはこのポスター掲示場ごとに候補者1人につきそれぞれ1枚のみ掲示することができ、それ以外の掲示はできません（公選法143条3項）。

設置総数の原則は、同法144条の2第2項に基づき5か所以上10か所以内で同法施行令111条1項が規定しています。市町村の選挙管理委員会が同条3項の基準に従って設置し（同法144条の2第3項）、設置場所を告示することとされています（同条4項）。

②任意制ポスター掲示場（公選法144条の2第8項）

都道府県議会議員、市町村議会議員又は長の選挙において条例の定めにより自治体が任意に設置することができるものです。公選法上、設置は義務ではありませんが、設置される場合、その選挙では、5号ポスターはこのポスター掲示場ごとに候補者1人につき1枚のみ掲示することができ、それ以外の掲示はできません（同法143条4項）。

設置総数の原則は、義務制ポスター掲示場と同じです（同法144条の2第9項、同法施行令111条1項）。都道府県議会議員選挙においては都道府県条例の定めにより市町村の選挙管理委員会が設置の事務を行います（同令111条の3）。

③任意制ポスター掲示場（公選法144条の4）

都道府県議会議員、市町村議会議員又は長の選挙において条例の定めにより自治体が任意に設置することができるものです。設置が任意であることは②と同じであり、どちらも任意制ポスター掲示場と呼ばれていますが、この同法144条の4に基づくものは、設置される場合でも、ポスター掲示場以外の場所に5号ポスターを掲示することができる点が大きく異なります。